

宇部市防災危機管理課公式ツイッターに関する運用規程

平成 30 年 11 月 9 日
宇部市防災危機管理監防災危機管理課

(目的)

- 1 ツイッターが持つ拡散性、即時性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、防災等に関する様々な情報を、積極的かつ迅速に発信することを目的とする。

(適用)

- 2 この運用規程は、宇部市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、宇部市防災危機管理課公式ツイッター（以下「公式ツイッター」という。）を利用して情報発信する際に適用する。

(アカウント管理等)

- 3 防災危機管理課で管理し、公式ツイッター担当者を置く。
 - (1) アカウント名 @ube_bousai（宇部市防災危機管理課）
 - (2) アカウント URL https://twitter.com/ube_bousai
 - (3) 発信内容
 - ・避難勧告等に関する情報
 - ・避難所等に関する情報
 - ・防災及び国民保護に関する情報
 - ・危機管理に関する情報
 - ・防災等の普及啓発に関する情報
 - ・その他防災危機管理課長が適当と認める情報
 - (4) アカウント管理責任者及びアカウント管理副責任者
 - ・アカウント管理責任者 防災危機管理監防災危機管理課長
 - ・アカウント管理副責任者 防災危機管理監防災危機管理課副課長
 - (5) 宇部市災害用ハッシュタグ
災害等における市内の被災状況に関するツイートハッシュタグは、「#宇部市災害」とする。
具体的には、半角#（ハッシュ）の後に、宇部市災害と記載する。
 - (6) フォローの扱い
原則として行わない。ただし、公共機関の公式アカウントについては、この限りではない。
 - (7) リプライ（返信）の扱い
原則として行わない。
 - (8) リツイート（引用）の扱い
原則として行わない。ただし、公共機関の公式アカウントについては、この限りではない。
 - (9) ダイレクトメッセージ（DM）の扱い
原則として行わない。
 - (10) 運用時間
原則として、執務時間内（宇部市の休日に関する条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）に発信する。
なお、災害発生の恐れがあるとき、もしくは災害が発生したときは、この限りではない。

(情報発信)

- 4 情報発信については、原則としてアカウント管理責任者の承認を必要とする。ただし、次に掲げるものはツイッターの特性や情報発信の即時性を考慮し、公式ツイッター担当者の判断により、発信できるものとする。
- (1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合。
 - (2) 避難勧告等、緊急を要する情報。
 - (3) 法令等で定められている内容の情報を発信する場合。

(ホームページへの表示)

- 5 公式ツイッターを市の公式ホームページ上にリンクを掲載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。
- 6 ガイドライン及びこの運用規程を市の公式ホームページ上に掲載する。

(トラブルへの対応等)

- 7 発信した情報に誤りがあった場合には、訂正・謝罪のツイートをするなど、誠実かつ速やかな対応を行う。また、公式アカウントになりすましの事例を発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(遵守事項)

- 8 法令、ガイドライン及びこの運用規程を遵守すること。

(運用規定の変更、削除)

- 9 本規程は、事前の連絡なく変更する場合がある。また、ツイッターで情報を提供することが困難になった場合、その旨を市公式ホームページ上に掲載し、アカウントを速やかに削除する。

用語解説

- ・Twitter (ツイッター)
ツイートと呼ばれる140文字のメッセージから成り立つ情報ネットワークをいう。
- ・ツイート
ツイッターに記事を投稿する行為、及び投稿された記事をいう。
- ・リプライ
他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- ・リツイート
他のユーザーのツイートを引用して再投稿することをいう。
- ・フォロー
ユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。